

パワーハラスメントなどの対策

～ 会社を守るためのハラスメント防止基礎知識 ～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

パワーハラスメント (以下、パワハラと略記。) は職場環境を悪化させ、メンタル不調の原因にもなり、人材の流出や企業のイメージを落とし、企業の衰退にもつながりかねません。

今年5月に労働施策総合推進法が改正され、会社にパワハラ防止対策が義務付けられました。これで、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント (男女雇用機会均等法、育児介護休業法) とともにハラスメント対策の事業主の義務がそろったこととなります。

会社を守るためには、パワハラなどの加害者を発生させないための周知啓発や、相談窓口の設置、社内調査体制の整備などが大切となってきます。

最新のパワハラ防止対策の指針を含め、各ハラスメント対策を専門家が説明いたします。

記

- 1 日 時 2019年12月19日 (木) 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講 師 田 原 さ え 子 氏
(特定社会保険労務士、ハラスメント防止コンサルタント、
労働衛生コンサルタント、元労働基準監督官)
- 4 内 容 ・パワハラ の指針 (最新情報)
・パワハラ などの防止対策
・パワハラ などの加害者 とならないために
- 5 受講料 (消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円
- 6 定 員 34名
- 7 申込方法等

- ①受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax 03-3451-7692 して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内 (到着から 12月12日 まで 2 週間ない場合は 12月12日 (木) まで) に次の銀行口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱UFJ銀行 田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5
・振込人名の前に、講習会の月日を記入下さい (例 1219 〇〇カイヤ等)			

- ③受講の取消: 12月12日 (木) までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。
- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出下さい。

- 8 問い合わせ先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692